

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

【文部科学省関係抜粋】

第一章 内閣関係

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二十条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号を削り、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第六項中「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「、第八項」を「、第九項」に、「同条第八項又は第十一項」を「同条第九項又は第十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第六項から第十項ま

でを一項ずつ繰り下げる、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 公私協力基本計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 教育目標に関する事項

二 その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの

(略)

第三章 文部科学省関係

(社会教育法の一部改正)

第十七条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」を「当該」に改め、同条第二項中「定数、」を「委嘱の基準、定数及び」に、「必要な事項は、」を「当該公民館運営審議会に關し必要な事項は、当該」に改め、同項に後段として次

のよう[。]に加える。

」の場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(図書館法の一部改正)

第十八条 図書館法（昭和二十五年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」を「当該図書館を設置する地方公共団体の」に改める。

第十六条中「定数、任期その他」を「任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(博物館法の一部改正)

第十九条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」を削る。

第二十二条中「委員の」の下に「任命の基準、」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第二十条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から

施行する。

- 一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、（略）の規定 公布の日から起算して
三月を経過した日
- 二 （略）、第十七条から第十九条まで、（略）の規定 平成二十四年四月一日

改 正 案

（私立学校法の特例）

第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下この条において「協力学校法人」という。）を設立しようとする者であつて第六項の指定を受けたもの（第三項において「指定設立予定者」という。）が、所轄庁（同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。）に対し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合に

（私立学校法の特例）

第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下この条において「協力学校法人」という。）を設立しようとする者であつて第五項の指定を受けたもの（第三項において「指定設立予定者」という。）が、所轄庁（同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。）に対し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合に

現 行

においては、所轄庁は、同法第三十一一条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第二十五条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

2・3 (略)

4 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に關し、次に掲げる事項を定めた基本計画（以下この条において「公私協力基本計画」という。）を定め、これを公告しなければならない。

(削除)

「四 (略)

(削除)

5 | 公私協力基本計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 教育目標に関する事項

二 その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの

6 | 第四項の規定により公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法

人を設立しようとする者は、当該公告を行つた協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。

7 | 12 (略)

13 | 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条（第三号に係る部分を除く。）及び第十四条第一項の規定は、第九項又は前項の

においては、所轄庁は、同法第三十一一条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第二十五条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

2・3 (略)

4 协力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に關し、次に掲げる事項を定めた基本計画（以下この条において「公私協力基本計画」という。）を定め、これを公告しなければならない。

一 教育目標に関する事項

「五 (略)

六 その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの

(新設)

5 | 前項の規定により公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法

人を設立しようとする者は、当該公告を行つた協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。

6 | 11 (略)

12 | 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条（第三号に係る部分を除く。）及び第十四条第一項の規定は、第八項又は前項の

規定により協力地方公共団体が協力学校法人に対し助成を行う場合について準用する。この場合において、同法第十二条中「所轄庁は、この法律の規定」とあるのは「協力地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第三項に規定する協力地方公共団体をいう。以下同じ。）の長は、同条第九項又は第十二項の規定」と、「学校法人に」とあるのは「協力学校法人（同条第一項に規定する協力学校法人をいう。以下同じ。）に」と、同条第一号及び第二号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、同条第四号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」とあるのは「協力学校法人」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」と、同法第十四条第一項中「第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人」とあるのは「構造改革特別区域法第二十条第九項又は第十二項の規定により助成を受ける協力学校法人」と、「作成しなければならない」とあるのは「作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

14 (略)

15 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなつたと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る第六項の指定を取り消すことができる。

(略)

16 協力地方公共団体の長は、第四項の規定による公私協力基本計画の策定及び第八項の規定による公私協力基本計画の変更並びに第十一項の規定による公私協力年度計画及び收支予算の認可を行おうとするときは、あ

規定により協力地方公共団体が協力学校法人に対し助成を行う場合について準用する。この場合において、同法第十二条中「所轄庁は、この法律の規定」とあるのは「協力地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第三項に規定する協力地方公共団体をいう。以下同じ。）の長は、同条第八項又は第十一項の規定」と、「学校法人に」とあるのは「協力学校法人（同条第一項に規定する協力学校法人をいう。以下同じ。）に」と、同条第一号及び第二号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、同条第四号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」とあるのは「協力学校法人」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」と、同法第十四条第一項中「第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人」とあるのは「構造改革特別区域法第二十条第八項又は第十一項の規定により助成を受ける協力学校法人」と、「作成しなければならない」とあるのは「作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

13 (略)

14 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなつたと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る第五項の指定を取り消すことができる。

(略)

15 協力地方公共団体の長は、第四項の規定による公私協力基本計画の策定及び第七項の規定による公私協力基本計画の変更並びに第十項の規定による公私協力年度計画及び收支予算の認可を行おうとするときは、あ

あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

18|
(略)

あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

17|
(略)

改 正 案

現 行

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。
この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

改 正 案

現 行

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他の図書館協議会に關し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を參照するものとする。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十一条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第二百八十八号）（抄）（第二十条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五条 削除</p> <p>第五条 公立の高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が、本校又は分校の別に従い、本校にあつては二百四十人、分校にあつては政令で定める数を下らないものとする。ただし、本校における生徒の収容定員については、夜間において授業を行う定時制の課程のみを置くものである場合その他政令で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。</p>	

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十七条第一項及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「法」を「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「法」という。）」に、「第四条」を「第三条」に改め、同条を第一条とする。

第三条第四項の表一の項中「除く。」を「除く。」に改め、同表二の項中「すべて」を「全て」に改め、同表六の項中「除く。」を「除く。」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

(国立大学法人法施行令及び独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正)

第一条 次に掲げる政令の規定中「（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項）を「、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項」に改める。

一 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十二条第一項第二十五号

二 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第十一

号

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する
政令案 新旧対照条文

- 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）（抄）（第一条関係）.....1
- 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第二条関係）.....4
- 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第二条関係）.....5

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（削除）

（分校の収容定員等）

第一条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「法」という。）第五条本文の政令で定める生徒の収容定員の数は、次の表の上欄に掲げる分校の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数とする。

分 校 の 区 分	生徒の収容定員の数
すべての学年の生徒を収容する分校	百人
前項に掲げる分校以外の分校	六十人

2 法第五条ただし書の政令で定める特別の理由がある場合は、当該公立の高等学校が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すものである場合とする。

（教科又は科目の特質に応じた少数の生徒により構成される集団を單位とした指導が行われる場合における教諭等の数の算定）

第一条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「法」という。）第九条第二項の政令で定める数は、都道府県又は市町村の教育委員会が公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科において行われる教科又は科目の特質に応じた少数の生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び生徒の数その他の事情を勘案して教諭等（同条第一項に規定する教諭

（教科又は科目の特質に応じた少数の生徒により構成される集団を単位とした指導が行われる場合における教諭等の数の算定）

第二条 法第九条第二項の政令で定める数は、都道府県又は市町村の教育委員会が公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科において行われる教科又は科目の特質に応じた少数の生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び生徒の数その他の事情を勘案して教諭等（同条第一項に規定する教諭

び生徒の数その他の事情を勘案して教諭等（同条第一項に規定する教諭等をいう。第三条において同じ。）を置くことについての配慮を必要とすると認める学校の数等を考慮し、文部科学大臣が定める数とする。

（教職員定数の算定に関する特例）

第二条（略）

2・3（略）

4 法第二十二条第四号の政令で定める特別の事情は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、同表の中欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

項目	特別の指導	加減する数
一 公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科について、専門教育に関する教育課程の類型を設け、かつ、当該類型に係る専門教育に関する科目のうち職業に関するものの単位数が文部科学大臣の定める数を超えていること（全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科については、二の項に該当する場合を除く。）。	（略）	
二 公立の高等学校の全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科について、当該学科の生徒の収容定員が文部科学大臣の定める数を超え、かつ、生徒の進路及び特性その他の事情に応じた多様な教育	（略）	

（教職員定数の算定に関する特例）

第三条（略）

2・3（略）

4 法第二十二条第四号の政令で定める特別の事情は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、同表の中欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

項目	特別の指導	加減する数
一 公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科について、専門教育に関する教育課程の類型を設け、かつ、当該類型に係る専門教育に関する科目のうち職業に関するものの単位数が文部科学大臣の定める数を超えていること（全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科については、二の項に該当する場合を除く。）。	（略）	
二 公立の高等学校の全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科について、当該学科の生徒の収容定員が文部科学大臣の定める数を超えて、かつ、生徒の進路及び特性その他の事情に応じた多様な教育	（略）	

を施すため、当該学科に特に多数の科目を開設することにより、当該科目の数を当該学科の全ての生徒が履修すべきものとされる科目の数で除して得た数が文部科学大臣の定める数以上となつてゐること。

を施すため、当該学科に特に多数の科目を開設することにより、当該科目の数を当該学科のすべての生徒が履修すべきものとされる科目の数で除して得た数が文部科学大臣の定める数以上となつてゐること。

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法)

第三条

(法第二十三条第一項の政令で定める非常勤の講師)

第四条

5

(略)

六	五	四	三	二	一
公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程について、単位制による教育を行つてゐること（総合学科において行つてゐる場合を除く。）。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
六	五	四	三	二	一
公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程について、単位制による教育を行つてゐること（総合学科において行つてゐる場合を除く。）。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法)

第四条

(法第二十三条第一項の政令で定める非常勤の講師)

第五条
(略)

5

六	五	四	三	二	一
公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程について、単位制による教育を行つてゐること（総合学科において行つてゐる場合を除く。）					

第五条

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（他の法令の準用）	（他の法令の準用）
第二十二条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。	第二十二条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。
一～二十四 （略）	一～二十四 （略）
二十五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項、 第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十九条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項	二十五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十九条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項
二十六～六十一 （略）	二十六～六十一 （略）
2 ・ 3 （略）	2 ・ 3 （略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（他の法令の準用）

第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一～十 （略）

（他の法令の準用）

第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一～十 （略）

十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第一項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十

八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項

十二～二十四 （略）

2
（略）

十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一

項並びに第八十条第一項

十二～二十四 （略）

2
（略）